

「第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」(素案)に関するパブリックコメント実施結果について

1 概要

本市では、子どもに関する施策の推進に際し、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るため、川崎市子どもの権利に関する行動計画を策定しています。このたび、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間を計画の期間とする「第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」(素案)を取りまとめ、市民の皆様から意見を募集しました。

その結果、子どもを含め96通(161件)の御意見をいただきましたので、意見の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和7年11月25日(火)から12月25日(木)まで【31日間】
意見の提出方法	市ホームページ(専用フォーム)、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・市政だより(令和7年12月1日号) ・市ホームページ ・紙資料の閲覧 (かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、川崎市子ども夢パーク、こども文化センター、市民館、図書館、こども未来局青少年支援室) ・各種施設・行事等での周知 (こども文化センター(3か所)、児童養護施設、子ども会議、かわさき子どもの権利の日のつどいなど)
結果の公表方法	・市ホームページ ・紙資料の閲覧 (かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、川崎市子ども夢パーク、こども文化センター、市民館、図書館、こども未来局青少年支援室) ・子ども会議での周知

3 結果の概要

意見総数		96通(161件)
内 訳	市ホームページ	65通(108件)
	FAX	0通(0件)
	郵送	0通(0件)
	持参	31通(53件)

※内訳は大人 72 通（118 件）、子ども 24 通（43 件）

※子どもからの意見については意見番号（No）の下に「★」マークを付しています。大人の意見を含め、同趣旨の意見をまとめているため、「★」マークの数と子どもの意見件数は一致しません。

4 意見の内容と対応

(1) 意見の対応区分

- 【対応区分】 A：意見の趣旨を踏まえ、反映させるもの
- B：意見の趣旨が案に沿ったものであり、取組を推進するもの
- C：今後の参考とするもの
- D：質問・要望の意見であり、案の内容を説明するもの
- E：その他

項目	A	B	C	D	E	計
1 行動計画の全般、基本理念、基本目標等に関すること	0	7	1	3	0	11
2 施策の方向Ⅰに関すること（子どもの権利の尊重）	10	16	19	11	0	56
3 施策の方向Ⅱに関すること（子どもの意見表明・参加の推進）	0	7	14	9	0	30
4 施策の方向Ⅲに関すること（子どもの最善の利益の確保）	0	0	4	21	0	25
5 重点的取組に関すること	0	1	4	4	0	9
6 条例、子どもの権利等に関すること	0	0	3	1	0	4
7 その他	0	0	11	4	11	26
合計	10	31	56	53	11	161

※「条例」は「川崎市子どもの権利に関する条例」を指します。

(2) 主な意見と対応

① 主な意見

子どもの権利に関する広報・啓発の取組において、SNS・動画の活用や大人への周知・学習機会の充実を求める意見、子どもの居場所や意見表明に関する意見等が寄せられました。

② 本市の対応

いただいた意見の一部は、本計画の内容に沿ったものであり、明確に記載することで取組がよりわかりやすくなることから、記載内容を加筆したほか、所要の整備を行った上で、案のとおり「第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定します。

(1 行動計画の全般、基本理念、基本目標等に関すること：11 件)

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
1 ★	子どもの権利に関してさまざま取り組んでいることは良いと思うが、資料がわかりづらいので、もう少し見やすいといい。 （同趣旨 他 3 件）	パブリックコメントの実施にあたっては、説明資料がわかりやすくなるよう、子どもの意見を参考にして、漫画や動画を作成するなどの工夫をしました。今後も、子どもの意見を聞きながら、よりわかりやすく計画が伝わるよう取り組んでまいります。	B
2	政策がむずかしすぎてよくわからなかった。この「子どもの権利に関する行動計画（素案）」は第 8 次と書いてあるが、8 年前から川崎市がつくっているのか？4 年ごとに計画しているのか？	パブリックコメントの実施にあたっては、説明資料がわかりやすくなるよう、子どもの意見を参考にして、漫画や動画を作成するなどの工夫をしました。今後も、子どもの意見を聞きながら、よりわかりやすく計画が伝わるよう取り組んでまいります。 また、子どもの権利に関する行動計画は平成 17（2005）年に第 1 次計画を策定し、第 7 次計画までは計画期間を 3 年間、第 8 次計画は 4 年間としております。	B
3 ★	子どもが幸せになる前に、大人が幸せになったほうが良いと思う。	平成 12（2000）年の条例制定にあたって、条例の骨子案作りに関わった子どもたちから大人へのメッセージとして「まず、おとなが幸せにいてください。（中略）子どもはそういう中で、安心して生きることが出来ます。」という言葉がありました。本計画では、子どもに対する取組とともに、子どもの最善の利益を確保するため、子育て家庭に寄り添い、地域社会で子育てを応援するしくみづくりに向けた取組等を進めてまいります。	B
4	agreement（計画素案に同意する）	今後、本計画に基づき、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に進めてまいります。	B
5	行動計画に対する市民意見の募集方法については、自由記述形式のみでは意見が提出されにくいという課題があるため、次のような改善を検討されたい。 ・ 論点ごとにあらかじめ空欄や設問を設定し、意見記入欄を限定的に示す方式 ・ コンサルティング企業が用いる「論点提示型」フィードバックフォームの実装 ・ 市民が意見を記載しやすくするための簡易ガイドラインの付与	意見記載を補助する工夫やわかりやすい案内方法につきましては、今後の行動計画策定の際に市民意見募集の在り方を検討する上での参考とさせていただきます。	C

6	基本理念の（6）で「子どもの権利が保障されるように努める」とあるが、「保証します」と表現すべきだと考える。条例前文の表現が「努める」ならば、計画では言い切る表現がよいのではないか。	本計画では、条例前文に示されている子ども及び子どもの権利に関する基本的な考え方を基本理念として掲げています。この基本理念をもとに子どもに関する施策を推進してまいります。	D
7	推進体制に関して、先駆的なあり方を模索して欲しい。現在多くの自治体が庁内推進のための会議体を設置して進めており、海外の事例等も参照して、予算権限を持ち、庁内横断的に決裁権を有するような、子ども統括官のような人材を市長の下に配置することを検討して欲しい。	子ども・子育て施策につきましても、現在策定中の「第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（素案）において、ライフステージごとの支援策について市民にわかりやすい形でお伝えするものとして「かわさき子育て応援パッケージ」をお示したところです。 今後も、総合計画第4期実施計画や他の行政計画における対応と整合性を図って、部局横断的に取組を推進し、安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。	D
8	行政の縦割り政策の中で、子どもの権利の行動計画との齟齬が出ているのではないか。行政施策の連携によって、現実を子どもの権利が尊重される場に変えていく必要があると強く思う。	総合計画第4期実施計画や他の行政計画との整合性を図って本計画を策定します。また、関係機関、庁内部署間で連携して取組を推進し、子どもの権利施策を総合的に推進してまいります。	D

（2 施策の方向Ⅰに関すること（子どもの権利の尊重）：56件）

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
9	SNS でショート動画を作成し拡散してほしい。現代の子どもが大多数利用する SNS で、その中でも TikTok や YouTube といったもののショート動画は多くの人の目に入る。 (同趣旨 他9件)	SNS や動画による広報・啓発については、これまでも本市の X 公式アカウントでの「子どもの権利の日のつどい」等のイベント広報や本市 YouTube チャンネルでのパブリックコメント説明動画の公開等に取り組んでいるところですが、近年ますます有効な手段となっているものと認識しており、計画（案）35 ページ第3章の施策の方向Ⅰ及び41 ページ第4章の推進施策1の本文中「さまざまな媒体」の具体例として追記します。 今後もより多くの市民に興味を持ってもらえる周知方法について検討しながら、子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めてまいります。	A

10	教師や親等の社会人に向けた子どもの権利の説明会を開催してほしい。子どもが自主的に情報を得ることも大切ですが、子どもは教師や親といった大人から情報を得るのが大半だと思います。そのため、まず大人が「子どもの権利」について考えるべきだと思う。	本市では、すべての市立学校から1名が参加する人権尊重教育推進担当者研修や経験年数（ライフステージ）に応じた研修において、子どもの権利について説明、周知しており、研修内容を自校で共有してもらうように伝え、広く教職員に周知を進めております。 また、大人に対する子どもの権利に関する理解を深める取組として、子どもに関わる職員等への研修や地域団体や子育てグループなどへの講師派遣等の事業を実施してまいります。	B
11	子どもの権利については、子ども本人だけでなく、親や保護者、これから親になる人への理解を深めることが重要だと考える。子どもの権利に関する講演会や学習の機会を設け、より多くの人に参加できるようにしてほしい。可能であれば、必須参加とし、参加が難しい場合でも動画視聴などで学べる仕組みがあるとよいと思う。 （同趣旨 他4件）	大人に対する子どもの権利に関する理解を深める取組として、イベントでの啓発活動や講演会の開催、保育所や学校など子どもに関わる職員等への研修、地域子育てグループや企業への講師派遣等の事業を実施しております。また、SNSや動画の活用など時代や社会状況に合わせた広報手段や、伝えたい人に興味を持ってもらえる周知方法について検討しながら、より多くの市民に子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めてまいります。	B
12	川崎市に子ども専用相談窓口を作ったり、学校、園、地域で子どもの意見を丁寧に聞き取る機会を作る必要があると思いました。学校での配布物がもっと興味をもてるようにカードにしてみたりしたら子どもの目にも大人の目にもとまると思いました。	子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談でき、子どもが権利侵害から逃れられるよう、より広い周知等に取り組みます。 相談先を記載したカード等の周知については、毎年学校を通して全児童生徒に配布し、イベント等での啓発物の配布などによる周知も実施していますが、今後もより広く周知できるように取り組みます。 また、11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、市内小学校の全児童にリーフレットを配布しているところですが、わかりやすい言葉を使うなど、より一層子どもの権利について理解してもらえるよう検討してまいります。	B
13	子どもが安心して相談できる場所を増やすべきだと思う。 既にそれぞれに相談するための場所は設置されていると思うが、さらに普段からカウンセラー等と信頼関係を築ける機会があればいいと思う。いきなり子どもが知らない大人に自分の悩みを相談することは難しいと思うから子どもにとって安心できる環境づくりを求めたい。	施策の方向Ⅰ推進施策3に基づき、各事業では子どもが安心して相談できる場所等の周知を行っているところです。 引き続き、スクールカウンセラー及び学校巡回カウンセラーの校内での活動の充実を図るとともに、子どもが相談機関を信頼して相談ができる環境づくりに取り組んでまいります。	B

14	子どもが大人に相談しないのは、相談しても解決に結びつかないからであり、その要因を探るべき。話を聞く心理的ケアだけではなく、現実を良くするための具体的解決がない相談は、やっぱりダメかと更なる絶望感を与えるだけである。	施策の方向Ⅰ推進施策3に基づき、各相談機関では子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談でき、子どもの権利の視点で救済できる環境づくりを行っているところです。引き続き、相談者が安心して、相談したいと思えるような環境づくりを進めてまいります。	B
15 ★	虐待されている子どもたちがかわいそうだから、110番を増やして子どもたちが行く。子どものモヤモヤがあった時、1か月か2か月に1回「モヤモヤなあい？」とさく。	育児に関する不安や負担が児童虐待につながる恐れがあることから、伴走型相談支援である「妊婦等包括相談支援事業」と経済的支援である「妊婦のための支援給付」を効果的に組み合わせて出産前後の妊産婦等の方を総合的に支援をすることにより、妊娠期からの切れ目ない支援を実施しています。 また、かながわ子ども家庭110番相談LINEや川崎市児童虐待防止センター等の相談窓口を周知するとともに、さまざまな機会を活用した普及啓発活動を積極的に行うことにより児童虐待の未然防止を図っています。 さらに区役所においては、子育て家庭等の抱える課題の早期発見・対応及び児童虐待の重篤化の防止等に向けて、各区役所地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付け、児童福祉・母子保健の両機能をより一体的に運営することで、多様な支援ニーズを把握するとともに、令和7年10月から新たに開始した子育て世帯訪問支援事業などの家庭支援事業を活用し、地域の関係機関と連携しながら、個別的・専門的な支援を実施しています。 また、各学校においては定期的にアンケートを実施し、教育相談（児童生徒との面談）を行っています。	B
16 ★	虐待をなぜするのか。監視カメラをつけてほしい。虐待したら罰金してほしい。		
17 ★	通報、定期的に何かないか確認、いじめや虐待を証言する人がいたら証拠がなくても調べる。		
18 ★	先生に言う、警察に言う、児童相談所に報告する。	児童虐待に関する相談窓口として、児童相談所では、0歳～18歳未満の児童に関することで、保護者、児童自身からの相談を受け、一緒にその問題解決に努めております。 また、児童虐待防止センターで24時間365日電話による相談を受け付けているとともに、かながわ子ども家庭110番相談LINEでは、月曜日から土曜日の9時から21時まで、親子関係や家族の悩みなどについて、専門の相談員がコミュニケーションアプリ「LINE」を通じて無料で相談をお受けしています。	B
19 ★	虐待されたときに話せる場所がほしい。		

20	子どもの権利を尊重・実現する取組みについて、子どもの権利専門の NPO と連携・協働していくとよいのではないか。	市民活動団体との協働については施策の方向Ⅰ推進施策 4 に位置付けており、これまでも市民企画事業の実施等に取り組んできたところです。引き続き、地域社会全体で、子どもの権利施策を推進するため、子どもに関わる活動をするさまざまな市民・市民活動団体等との協働・連携した取組を進めてまいります。	B
21	権利学習の「知識伝達型」から「実践統合型」への再構築について、41 ページ推進施策 1「広報・啓発」、42 ページ推進施策 2「権利学習の推進」では、権利の理解と周知が中心になっているが、今後は以下の方向性を明確にする必要がある。 ・ 権利を「知る」段階から「権利が保障された学習環境を実現する」段階へ進むこと ・ 子どもと大人が共同で学ぶパートナーシップ型研修の導入 ・ 権利の相互尊重や合理的配慮など、授業改善に直結する実践的内容の強化 ・ 多様な子どもを包摂するための評価調整・多様性対応研修との体系的連動 これらを、国の政策（多様性・包摂）との整合を図りつつ、一貫した教育パラダイムとして計画内に明記すべきである。	子どもの権利の学習においては、子どもの権利を知るだけではなく、日常生活の場面にあてはめて考えることが重要であるため、研修のしくみ等について引き続き検討してまいります。 また、子どもの権利について、子ども自身が権利について知り、考え、深められるような学習資料を作成しています。各学校が活用する中で、自分に権利があるように相手にも権利があることを知り、相互尊重の気持ちを育てるようにしています。 教職員には各学校から 1 名が参加する人権尊重教育推進担当者研修の中で、子どもの権利保障のあり方について伝え、好事例等も紹介しています。 子どもと大人が共同で学ぶしくみについては、子どもの権利学習を授業参観で実施し、保護者とともに権利について考える授業を展開している学校もあります。 今後、各教科・領域とカリキュラムマネジメントを進めるとともに、多様な子どもたちがいる中で、一人ひとりの子どもの権利を大切にし、学習者中心の授業づくりを行えるよう周知してまいります。	B
22	地域の公園や広い場所で公演会を開いたり、自動車などを使って拡声器で地域の子どもの耳に入るようにしたりするなど多くの子どもに知ってもらふ活動を行ってほしいと思う。	毎年 11 月 20 日の「かわさき子どもの権利の日」の前後 1 か月の間に「かわさき子どもの権利の日のつどい」を開催し、講演会などを行うほか、市内各所で子どもの権利に関するイベントが開催されています。今後こうした取組を通して、多くの子どもに子どもの権利を知ってもらうための取組を推進してまいります。	C

23 ★	子どもの権利について全く知らない人を少しでも自分たちの力でなくせるようにしたいのもっと広めていけるようにしたい。	SNS や動画の活用など時代や社会状況に合わせた広報手段や、ポスターや漫画の活用など、伝えたい人に興味を持ってもらえる周知方法について検討するとともに、子どもの権利について学ぶ機会等を推進し、より多くの市民に子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めてまいります。	C
24	子どもの権利条例についてのポスターや、講演などを増やしてほしい。子どもの権利条例についてもっと地域の理解を深めていきたい。 (同趣旨 他 4 件)		
25 ★	学校では 1 年に 1 回くらいしか子どもの権利についての勉強をしないので、いじめも過去にあって、これからもおきそうだから、もう少し増やしてほしい。	本市では、子どもの権利学習は、さまざまな教科と関連させながら年間を通して進めています。 また、授業で学んだことが、その後の学校生活につながるよう、引き続き学習内容を検討してまいります。	C
26 ★	子ども権利を知らない人や子どもがたくさんいるので、もっと授業とかで広めていったらいいんじゃないかと思う。	本市では、11 月 20 日をかわさき子どもの権利の日、その日を含む前後 1 週間を子どもの権利に関する週間とし、各学校で子どもの権利学習に取り組んでいます。 また、子どもの権利に関する週間を学校公開日としている学校も多く、保護者にも子どもの権利学習を参観していただく機会もあります。	C
27	小学校から「子どもの権利」教える授業の必要性を感じた。政治、政策、市政より教育における「子どもの権利」推進の必要性や行政の取組の方向性も考える必要を感じる。	本市では、子どもの権利学習資料として、小学校低学年用、中高学年用、中学高校生用を作成しております。低学年から権利について触れる機会をつくり、系統性をもたせた権利学習に取り組んでおります。	C

28	多くの子どもに「子どもの権利」を知ってもらうために、川崎市には年齢に応じたわかりやすい取組を進めてほしいと考えます。 学校では「子どもの権利」について学ぶ授業を設け、子ども自身が自分の権利を知り、考える機会をつくることが大切。幼稚園や保育園では、日常生活に身近な内容を扱った動画を視聴する時間を設けることで、子どもにもわかりやすく権利を伝えることができると考える。 子どもがより意見を言えるようにするために、幼稚園・保育園でできることとして、朝や帰りの集まりの時間に、子どもが自分の思いや考えを話せる場を意識的に設けることが重要だと思う。短い時間でも子どもの声に耳を傾ける工夫が必要だと思う。	子どもの発達段階に応じて環境を整えることは大切であり、そのためには、子どもと日常的に関わる職員が権利の意義を理解し、子どもの思いや考えを尊重する姿勢を持つことが不可欠です。 このため、本市では、保育所等の施設長や職員を対象に、子どもの権利に関する研修や情報交換を行い、子どもへの接し方や意見を受け止める重要性について学ぶ機会を設けています。こうした取組を継続的に進めることで、子どもの権利の理解を深め、日常の保育活動において子どもの意見を尊重する雰囲気づくりを促進していきます。 また、学校では、子どもの権利学習について、学年が上がるごとに内容を深めていくことについて、とても大事なこととしてとらえております。小学校から中学校まで系統性を大切にしながら、子どもが自分の権利を知り、考え、深め、活用することを通して、自分らしく生きることや、自分も相手も大切にする相互尊重の気持ちを育てていけるように、学習資料の活用の周知や、各学校の好事例の紹介等をしており、今後も進めてまいります。	C
----	---	---	---

29	保育園や学校において子どもの権利条約を、年齢に応じた絵本やワーク、対話的な活動として取り入れ、学年が上がるごとに内容を深めていく継続的な学びを行うことが重要です。	子どもの発達段階に応じて環境を整えることは大切であり、そのためには、子どもと日常的に関わる職員が権利の意義を理解し、子どもの思いや考えを尊重する姿勢を持つことが不可欠です。 このため、本市では保育所等の施設長や職員を対象に、子どもの権利に関する研修や情報交換を行い、子どもへの接し方や意見を受け止める重要性について学ぶ機会を設けています。こうした取組を継続的に進めることで、子どもの権利の理解を深め、日常の保育活動において子どもの意見を尊重する雰囲気づくりを促進してまいります。	C
30	多くの子どもが子どもの権利を身近に感じられるよう、保育や幼児教育の現場で日常的に伝えていく取組を進めてほしいです。そのために、絵本やペープサートを活用したわかりやすい伝え方や、子どもの意見を聞く時間を設けるなど、日常の保育の中で子どもの権利に触れる機会を増やすことが重要だと考える。	また、学校では、子どもの権利学習について、学年が上がるごとに内容を深めていくことについて、とても大事なこととしてとらえております。小学校から中学校まで系統性を大切にしながら、子どもが自分の権利を知り、考え、深め、活用することを通して、自分らしく生きることや、自分も相手も大切にする相互尊重の気持ちを育てていけるように、学習資料の活用の周知や、各学校の好事例の紹介等をしており、今後も進めてまいります。 さらに、すべての子どもが安心して「その子らしさ」を発揮できる環境の確保に向け、職員間で子どもの権利に関する共通理解が浸透するよう取組を推進します。視覚的に子どもたちに伝わりやすい工夫を取り入れながら、子どもの意見を尊重し、主体性を育み、継続的な取組を通じて、子どもの権利の理解と普及を図ってまいります。	C
31 ★	多くの子どもに子どもの権利を知ってもらうため、子どもの意見を聴いて、子どもの権利についての絵本（本）を作成し、配布してほしい。 （同趣旨 他3件）	子どもの権利に関する条例を幼児にも伝えられるよう、「れいちゃんとまほうのすな」という絵本を平成28(2016)年に発行しました。今後、リニューアル、再発行も含めてその活用を検討してまいります。	C

32	意見表明ができない、言葉のまだ出ない乳幼児の権利をどう守るかが、余り重要視されていないように思える。虐待、虐待死は乳幼児が多く、保護者や保育施設への働きかけが不足しているのではないか。	保育所職員は子育ての悩みに対して、共に考え寄り添う役割があることを認識し、研修や事例検討を通して、子育て支援について学びを深め、多様な背景を持つ家庭を園全体で支援できるよう取り組んでいるところです。保護者に対しても保育説明会や懇談会の機会ごとに丁寧に保育を伝え、子どもの権利を知ってもらえるよう、おたよりやパンフレットなどで情報を発信しています。 今後も絵本や日々のエピソード紹介を通じて、自然と人権への関心が高まるよう工夫し、引き続き意識啓発に取り組んでまいります。	C
33	施策の方向Ⅰ推進施策4「市民活動団体との協働・連携の推進」について、子ども子育てに関する団体や企画との連携に留まらず、他の分野との連携も検討してはどうか。子育てに関わっていない世代が多くいる場所（市内にキャンパスのある大学や企業、ショッピング施設など）でも、子どもの権利条例の施策が目に触れられるように考えていただきたい。	子どもの権利に関する普及・啓発につきましては、子ども・子育てに関する施設や団体以外にも、企業への講師派遣や市内スポーツチームと連携した啓発イベント等に取り組んでおります。 引き続き、より多くの市民に子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めてまいります。	C
34	成果指標3については、「相談・救済機関を知らない」を0%に近づけた上で、「相談したいけどできない」を減らす必要があるので、「相談・救済機関を知っており、相談したいけどできない」と記載した方が目標が明確ではないか。	出典となる「子どもの権利に関する実態・意識調査」では「相談・救済機関」を提示した上で当該質問を行っています。 実態・意識調査の質問内容や、設定する成果指標の内容などにつきましては、引き続き検討してまいります。	D
35	子どもの権利の尊重を人事評価へ組み込み、実効性を担保する仕組みについて、「子どもの権利の尊重」に関して、子どもの権利及び多様性の包摂（Equity）の視点を教職員及び行政職員の人事評価項目へ組み入れることを提案する。	職員及び教職員が子どもの権利や多様性の包摂について理解することは重要であるものと考えており、職員等への学習や研修の取組を進め、すべての職員及び教職員が当然に子どもの権利や多様性の包摂といった視点を持ち、職務を行うよう取組を進めてまいります。	D

36	研修中心から「研究」を含む体系的な学びへの転換について、「子どもの権利に関する研修」が中心的に掲げられているが、現行の実践では、「子どもの権利は良いものである」という価値前提に基づく普及に偏り、概念理解の深化が十分ではないとの課題が見られる。条例制定初期には、有識者や実践者が参画した概念的議論・研究協働が制度形成の基盤となっていた。この歴史的経緯を踏まえ、以下を計画に明記することが望まれる。 ・ 研修に加え、概念研究（Research）を制度として位置づけること ・ 子どもの権利の定義・意義・適用範囲について、職員自らが継続的に検討する仕組みを構築すること ・ 川崎市が「子どもの権利」分野の議論をリードする姿勢を改めて明示すること	本市では、すべての市立学校から1名が参加する人権尊重教育推進担当者研修や経験年数（ライフステージ）に応じた研修において、子どもの権利について説明、周知しており、研修内容を自校で共有してもらうように伝え、広く教職員に周知を進めております。 子どもの権利に係る施策につきましては、現在、本市のみならず他自治体においてもそれぞれの地域の特性等に合わせて取組が行われているものと認識しており、必要に応じて意見交換・情報共有等を行ってまいります。	D
37	多様性の包摂（Equity）の観点を計画全体に明確化する必要性について、子どもの権利条例を授業改善及び学校運営の基本指針として明確に位置づけることが可能であり、かつ望ましいと考える。特に、教職員人材育成事業において、「子どもの権利研修」を単独施策として扱うのではなく、多様性の包摂（Equity）確保を中核とした研修体系として明確に位置づける旨、計画文中に記載すべきである。	学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたち一人ひとりの「わかる」を大切にした授業改善が行われるよう、教育委員会としても各学校を支援してまいります。	D

38	条例の理解に留まらず、条例が実現する「空間の整備」を進める必要性について、「条例の理解」が中心に置かれているが、子どもの生活環境は学校外にも広がっている。特に、塾・習い事・民間教育サービス・地域施設等、子どもが利用する多様な場との連携が不可欠である。 この視点から、以下を計画に明記することを提案する。 ・子どもに関わる企業・団体とのパートナーシップ制度の整備 ・条例理念の実現状況を確認する民間事業者向けチェック体制の構築 ・市の想定する枠外にいる子どもを包摂するための施策検討	企業・団体との連携については施策の方向Ⅰ推進施策４に位置付けており、地域社会全体で、子どもの権利施策を推進するため、子どもに関わる活動をするさまざまな市民・市民活動団体等との協働・連携した取組を進めています。 今後も、条例前文に「それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。」とあるように、すべての子どもを対象として取組を進めてまいります。	D
39	入学、進級、進学の際に子どもに子どもの権利条約があることを呼びかける機会を作ってあげてほしい。	全市立小学校の新１年生向け学校説明会の際に、条例のリーフレットを配布しています。また、１１月２０日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（私立学校含む）の全児童生徒にも配布しています。	D
40	政策に関して子どもとその保護者への認知を高めるため、入学や進学、進級の際に内容の説明をすると共にプリントを配布して欲しい。		
41	学校などにあるカウンセリング室や、電話で出来る相談窓口があるが、知らない人に相談しづらいと思う。学生なら、カウンセリングの人との交流できる時間を作ったり、カウンセリング室に入りやすい雰囲気を作るために、遊ぶために行ける、おもちゃが置いてある環境などにして欲しいと思う。	引き続き、スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラーの校内での活動の充実を図ってまいります。	D
42	いじめの未然防止・早期発見のための具体的な取組を知りたい。	一人ひとりの児童生徒が互いを認め合うことのできるいじめの起きにくい学級や学校の風土を築くことや、いじめはどの学級（部活動等の集団を含む）でも誰にでも起こり得るという認識のもと、全教職員が子どもたちを丁寧に見取ること（日常的な観察）、定期的なアンケートをもとにした教育相談の取組を行っています。	D

43	大人が子どもの権利を理解することが大事。「権利」とともに子供には「義務」も教える必要性を感じる。	大人に対する子どもの権利に関する理解を深める取組として、子どもに関わる職員等への研修や地域団体や子育てグループなどへの講師派遣等の事業を実施するとともに、学校における「子どもの権利学習」等を通して、子ども自身が子どもの権利を学び・理解できるよう、取組を推進してまいります。	D
44	教師が子どもの権利などの説明する「道徳などの時間」を使って伝える。	本市では、子どもの権利学習をさまざまな教科・領域と関連させた授業づくりを進めています。各学校から1名が参加する人権尊重教育推進担当者研修の中では、道徳を始め、さまざまな教科・領域と関連させた授業等の指導案を紹介したり、その年に取り組んだ各学校の好事例を紹介したりして、子どもの権利と関連した授業づくりに取り組んでいます。	D

(3 施策の方向Ⅱに関すること（子どもの意見表明・参加の推進）：30 件）

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
45	子どもが自分の意見を安心して伝えられるよう、子ども会議や意見箱、オンラインでの意見募集など、参加しやすい仕組みを整える必要があります。 （同趣旨 他 2 件）	本市では、子ども・若者が、市に対して感じていることなどを把握するしくみとして、「子ども・若者の“声” 募集箱」の事業を実施しています。本事業は、GIGA 端末や市ホームページからオンラインで意見を募集するもので、寄せられた声につきましては、すべて市長が確認し、自分たちの意見が受け止められたことを実感できるように、寄せられた声に関連した市の取組や、市長メッセージを市ホームページに掲載しフィードバックを実施しています。 また、本市では、市や地域の課題について、年間テーマを決めて月 2 回程度子どもたちが集まって話し合う「川崎市子ども会議」を開催しています。子ども会議では、一度だけでも参加できる「カワサキ☆U18」という企画も年 3 回行っています。 今後も子どもたちの意見を踏まえながら、川崎市子ども会議の充実を図り、子どもの意見表明に関する取組を推進してまいります。	B
46	子どもが自分の通う学校や地域に対して、意見を言うことができる場があったらいいと感じる。子どもを 1 人の人間として扱い、その意見に対しての大人の見解を示したり一緒に考えたりする機会を設けるだけでも、子どもの権利を尊重することにつながると思う。		
47	子どもの意見表明や参加の取組について、参加できる子どもが一部に限られないよう、方法や機会をさらに工夫してほしい。声を上げることが苦手な子どもや、年齢の低い子ども、言葉での表現が難しい子どもでも参加できるように、絵や遊びを通した意見の伝え方も取り入れてほしい。また、集めた意見をどのように検討し、どの部分が施策に反映されたのかを子ども自身にわかりやすく伝え、そうした取組を通して、子どもが安心して意見を言える環境を整えてほしいと思う。		
48 ★	子どもの会議がほしい！学校以外でもはなしたい！ （同趣旨 他 1 件）	計画（案）51 ページ第 4 章の施策の方向Ⅱ「子どもの意見表明・参加の推進」でも触れていますが、本市では、市や地域の課題について、年間テーマを決めて月 2 回程度子どもたちが集まって話し合う「川崎市子ども会議」を開催しています。子ども会議では、一度だけでも参加できる「カワサキ☆U18」という企画も年 3 回行っています。 今後も子どもたちの意見を踏まえながら、川崎市子ども会議の充実を図り、子どもの意見表明に関する取組を推進してまいります。	B

49	会議というと堅苦しい印象を持ってしまうので、お話し会と称して、気軽に子どもが意見を言えるような場所を提供する。 (同趣旨 他 1 件)	川崎市子ども会議では、月 2 回程度開催している子ども会議定例会議に加え、一度だけでも参加できて、多くの子どもや大人と話し合う企画を、子どもたちの発案で少しでも親しみを持ってもらえるよう「カワサキ☆U 1 8」と称して開催しています。 今後も子どもたちと対話しながら、子どもたちに興味・関心を持ってもらえるよう取組を進めてまいります。	C
50	学童について、保育者を増やし余裕を持たせることが良いと感じる。余裕の無さから人は行動が雑になるため、まずは、保育者のゆとりを作ることが大切。	わくわくプラザ事業は、学校施設を活用し、希望したすべての児童が利用することができます。活動スペースについては、学校と調整を行い専用スペース以外にも特別教室等の活用を行っております。	C
51	パーソナルスペースが守られる環境をつくる。学童の人手が足りず対応が雑だった記憶があるため人手を増やし、誰でも学童に行けるようにする。	また、スタッフについては、利用人数に応じた職員配置に加え、児童の特性等に応じて追加で配置を行っており、児童が安全に過ごすことができるよう今後も努めてまいります。	
52	学童にいる人が多いため保育者に余裕がなく子ども一人一人に寄り添うことができないと感じた。余裕から色々な活動に広がると思ったため、子どもが好きで寄り添うことのできる保育者を増やす必要があると感じる。		
53 ★	こども文化センターの団体利用方法や Wi-Fi 環境を改善してほしい。	こども文化センターについては、児童館という目的施設として支障をきたさない範囲で、市民活動における地域の活動拠点として、施設の有効活用を行っているところであり、また、すべてのこども文化センターに Wi-Fi を整備しているところですが、利用者にとって、より過ごしやすい施設となるよう、今後も利用者のニーズの把握や利用方法の検討に努めてまいります。	C
54 ★	中学校で肩に髪がかかっても OK にしてほしい。(結ばなくていいようにしてほしい)。	学校生活のルールや約束は、学校ごとに決めています。校則や学校の決まりについて、今の時代に合わなかったり、理由がわからないルール等については見直しが必要であり、教育委員会からは、各学校に対し、その時々に合わせて、見直しをするようにお知らせするとともに、児童会や生徒会で、見直しを考える機会を作るなど、子どもたちの意見を聞きながら、学校生活のルールや約束を考えるよう働きかけています。	C

55 ★	【意見が言いやすくなるための方法】 ・まずは一緒に遊んで仲良くなる。(本当のことが言えるようになるから) ・支えん室にカードゲームなどをもって行って遊んでもらう。	子どもが安心して意見を言うことができる環境づくりのためには、子どもと仲良くなること(関係性の構築)がとても大切だと考えています。子どもに関わる大人を対象とした研修などを行うことで、より子どもが意見を言いやすい環境づくりに取り組んでまいります。	C
56	子どもが自分の意見を安心して表明できる環境づくりについて、子ども会議のような取組を、幼稚園や保育所の段階から日常的に行い、小さなひとり言やつぶやきであっても、子どもの意見として受け止められる雰囲気大切にしたい。人員配置の充実など、環境整備もあわせて検討していただきたい。 (同趣旨 他2件)	本市では、条例に基づき、子どもの権利を尊重した保育の推進を重要な課題と考えています。 現在、保育所等の施設長や職員を対象に、子どもの権利に関する研修や情報交換を行い、子どもへの接し方について学ぶ機会を設けています。これにより、言葉や態度による暴力、虐待及び差別の防止に努めるとともに、子どもの意見を尊重する意識の醸成を図っています。 次期計画期間においては、こうした研修や会議の機会をさらに充実させ、継続的に取り組むことで、子どもの権利及び条例に関する理解を深め、子どもの人権を尊重した保育の推進を図ります。 また、職員間で互いの考えを尊重しながら意見を伝え合える職場づくりを進めることで、子どもの権利の普及と定着を促進していきます。 保育所内での具体的な取組については、各施設の判断となりますが、本市としては、職員が子どもの意見を意識的に受け止めることの重要性を理解し、日常の保育活動において子どもの思いや考えを尊重する姿勢を持てるよう、引き続き意識啓発に取り組んでまいります。	C
57	子どもの施設での意見聴取に関して、学校・幼稚園・保育園等も対象にできるとよいのではないかな。	子どもの意見聴取につきましては、学校では、学校運営協議会における児童生徒の主体的な参加の取組や児童会活動・生徒会活動を行っています。 また、保育所では、子どもが自分の思いや考えを話せる場としての集会やこども会議を実施しており、さらに取組が広がるよう周知・協力しながら、子どもの意見聴取に係る取組を進めてまいります。	C

58	幼稚園教育や保育所生活の一環として地域の人たちとお話する機会を提供していく。さまざまな国籍やルーツを持つ子だったり、いつもはおとなしい子も、自分の本当の気持ちを言える会にするべきだと考える。 (同趣旨 他 1 件)	保育所では、子どもが安心して意見を伝え合える場を設けることが望めます。例えば「こども会議」や「サークルタイム」など、園の実情に応じてさまざまな形で取り組まれています。こうした場で、自分の意見が尊重される経験を重ねることは、人前で考えを表現する力を育むことにつながります。 本市では、施設長や職員向けに子どもの権利に関する研修や情報交換を行い、意見を受け止める重要性を学ぶ機会を設けています。 今後も地域や学校との連携を大切にしながら、子どもの意見を尊重する雰囲気づくりを進めてまいります	C
59	「子どもがすこやかに成長できる環境」について、現在、子どもが自由に遊べる常設のプレーパークは高津の「子ども夢パーク」しかなく、せめて各区にひとつは常設のプレーパークを作るべきだと思う。	常設のプレーパークにつきましては、高津区に「子ども夢パーク」を設置しており、現在新設は検討していませんが、既存施設を快適に利用していただけよう努めてまいります。 また、子どもが自由に過ごせる施設として、概ね中学校区に 1 か所、こども文化センターを設置しており、子どもが自由に来館して利用することができます。	D
60	子どもの最善の利益について、教育や福祉に関する計画はあるが、「遊び」の環境確保が不足していると思う。冒険遊び場のような主体的能動的な遊び活動が可能な遊び場を確保して、子どもが自分で行ける（中学校区に 1 つなど）ことを可能にするべきだと思う。	こども文化センターについては、子どもが自由に過ごせる施設として、概ね中学校区に 1 か所の設置をしており、子どもが自由に来館して利用することができます。 現在、新しい施設を増やす予定はありませんが、今後も快適に利用いただけるよう努めてまいります。	D
61	子どもが制限なく気軽に楽しめ身近にあるログハウスのようなものが必要だと思う。こうした遊び場所も作ることで、小学生などの居場所が作れるだけでなく、小学生などが学校にいる間の時間に幼稚園、保育園に通っている親子が家では楽しめない遊びをし気分転換をしながら楽しんだりし、子どもの居場所が確保されると思う。 (同趣旨 他 1 件)		
62 ★	待機児童や放課後等で遊ぶ場所がないような子どもたちのために、こども文化センターのような児童館をもっと増やしていただきたい。 (同趣旨 他 1 件)		

63	パーソナルスペースを守られる場所が必要となるので、こども文化センターがもっと活性化し子どもの居場所となるようになれば良いと思う。	こども文化センターは、子どもが自由に来館して利用することができる施設であり、多くの子どもが利用している状況の中で、常時、パーソナルスペースを確保することは難しいものと考えております。 今後も、利用者にとって、より過ごしやすい施設となるために、研修等を通じて職員が適切に子どもの遊びや活動を支援できるよう努めてまいります。	D
64	施策の方向Ⅱ「子どもの意見表明・参加の推進」推進施策1「子どもの参加の促進」について、こども自身が、地域の活動、ボランティアに参加しやすくするために、地域活動のチラシの配布の仕方を再考いただきたい。職員の負担軽減、環境配慮は重々承知した上で、ちゃんと子どもたちにいきわたる手法を確立していただきたい。	本市の市立学校では、イベント情報の周知方法を令和6年6月にイベントアプリへ変更したところございまして、学校におけるペーパーレス化や、教職員の負担軽減を図るとともに、児童生徒自らが情報を取りに行く能力を育成することを目的としております。 現在は、イベントアプリの活用や、その趣旨が普及しつつあると認識しておりますので今後につきましても、関係局と連携しながら、効果的な周知に努めてまいります。	D
65	児童館や子どもが集まれる施設から子ども専用のバスを出し子どもがいつでも通えるようにしてはどうか。	こども文化センターについては、概ね中学校区に1か所の設置をしており、子どもたちが快適に利用できるよう、今後も努めてまいります。	D

(4 施策の方向Ⅲに関すること（子どもの最善の利益の確保）：25 件）

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
66	一時的に（2、3 時間ぐらい）子どもを預けることのできる施設が少ない。ちょっと預けてリフレッシュしたい親、下の子を預けて学校行事に参加したい親は近所に気軽に頼れる人がいないとなかなか厳しい環境にいると思う。	本市において、子どもを一時的にお預かりする事業といたしましては、公立保育所、民間認可保育所等において行う「一時保育事業」と「こども誰でも通園制度」や、児童福祉施設で実施されている「子育て短期利用事業」などがあります。 令和 8 年 1 月時点で、市内の各事業の実施施設が一時保育で 87 施設、こども誰でも通園制度で 57 施設、子育て短期利用事業で 6 施設となっておりますが、実施施設の偏在などが課題となっておりますので、より皆様にご利用いただける事業となるよう、改善を進めてまいります。 その他、地域で子育ての支援を受けたい方と支援をしたい方のマッチングを行うふれあい子育てサポート事業でも、自宅等での預かりが可能であり、事前の申し込みや会員間のスケジュール調整等をより円滑にできるよう制度のリニューアルを検討しております。	C
67	学校安全推進事業について、通学路の安全対策に関わる事業がますます充実されることを願う。	通学路の安全対策につきましては、川崎市通学路安全対策会議各区部会において、学校から提出された危険箇所の改善方法等について関係機関とその対策を検討し、対応できる危険箇所から改善しているところでございます。 また、通学児童と通勤者の通行がピークとなる午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までの間及び午後 1 時 30 分から午後 5 時までの間で校長が指定する 1 時間 30 分の間は、登下校する児童の安全確保を図るため、学校から申請のあった危険箇所に地域交通安全員を配置しており、通学路における見守り活動を実施しております。 加えて、警察 OB をスクールガード・リーダーに委嘱し、児童の登下校時だけでなく、在校時にも校舎内外の安全点検指導や学校ボランティアの方々への指導助言を行っており、より細かな見守り活動を行えるよう体制強化を図っております。今後も、子どもたちの安全・安心のため、関係部署等と密接な連携を図りながら、通学路の安全対策の取組を進めてまいります。	C

68	子どもの居場所作りの促進について、せっかく素敵な「子どもの居場所」が増えても、本当に必要としている子にその情報が届かなかったり、行くまでのハードルが高かったりしてはもったいないと感じる。子どもたちが自分から「ここなら行きたい!」とワクワクして見つけれらるような、今の時代に合った情報の届け方をすることはできるか。 また、いきなり知らない場所へ飛び込むのではなく、例えばまずはオンラインで中の様子を知ることができたり、普段から信頼している先生や大人がそっと橋渡しをしてくれたりするような、心に寄り添った「つなぎ役」の仕組みがあるといいと考える。子どもたちが自分の足で、安全に、気軽に行き来できるような移動のサポートは何かあるのか。	SNS 等は情報共有・情報発信のための有効なツールであると認識しております。今後、実際に居場所づくりを進めるにあたり、その活用についても検討を進めてまいります。	C
69	公園のすべり台がなかなか修繕されずに困っている。また。ゴミがポイ捨てされていて遊びにくい。アルコール類の空缶、タバコ類が気になる。見回りをお願いしたい。	公園の遊具については、定期的に点検を実施し、利用に支障のある場合は修繕、撤去、更新等の対応を行っておりますので、引き続き安全・安心に公園を利用していただけよう取り組んでまいります。 また、公園のごみは利用者が持ち帰ることがルールであり、看板等の設置により注意喚起を行うとともに、ポイ捨てされてしまったごみについては、地域の方と協力して清掃等の対応をしております。	C
70	自主保育を利用しているが、家庭以外での居場所が出来ている事にとっても重要性を感じる。子どもだけでなく子育てしている親も居場所は必要。	地域子育て自主グループの活動は、乳幼児の心身の健全な育成と地域における育児力を高めることに非常に有意義であると考えております。	D

71	自主保育について、人件費、物価が上昇している中保育料をもう少し増やしたいので助成金の金額を増やしてほしい。 また、自主保育の活動を知ってもらう窓口として、小さな子ども・親子が訪れるこども文化センターに協力していただきたい、チラシの掲示を許可していただくことを、強く希望する。 (同趣旨 他1件)	地域子育て自主グループの活動は、乳幼児の心身の健全な育成と地域における育児力を高めることに非常に有意義であると考えております。 現行の「川崎市地域子育て自主グループ支援事業補助金」については、補助金のあり方等も含め、よりニーズに即した支援が行えるよう、引き続き検討してまいります。 こども文化センターにおける団体広報については、政治目的、営利目的等が含まれる場合のほか、配架・掲示スペースの関係で対応が難しい場合もありますが、今後も引き続き、児童の健全育成を目指す地域組織の育成及び活動支援等に努めてまいります。	D
72	プレママの時期に、先輩親子と関わる機会、イベント参加者側ではなく運営としてコミュニティーをつくれる場所づくりが必要。	各区役所で実施している両親学級は、区の状況に応じた取組を実施しています。先輩ママ・パパとの交流を企画している区もあり、効果的な取組として市全体でも共有してまいります。 また、地域子育て支援センターは、妊婦も利用できる場所でございますので、先輩親子と交流が可能となっております。	D
73	東京都のような子どもへの補助が多いと嬉しい。	子ども・子育て施策は、全国一律の基準により実施されるべき子どもの医療費や保育料等、子育て支援の基盤となる行政サービスと、地域の実情に応じた自治体ごとの創意工夫の取組が組み合わせることで効果的なものになると考えています。	D
74	「子どもを安心して産み育てられる環境の充実」について、最近はお産のできる病院が減っており、市外で出産する人も増えている。物価高による生活費、育児教育費用が高騰し、賃金が上がらない中で子育て家庭は日々お金に苦しんでいる。特に母子家庭は母親がダブルワークをしなければ育てられないくらい、困窮している。子どもの進学にも影響し、体験格差も生まれており、補助を増やしていくべき。	本市では、待機児童対策や、保育・子育て総合支援センターの整備をはじめとした切れ目のない相談支援体制の構築等を進めてきたところであり、現在策定中の「第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案)では、ライフステージごとの支援策について、市民にわかりやすい形でお伝えするものとして「かわさき子育て応援パッケージ」をお示したところです。 御指摘いただいた他自治体の動向についても承知しておりますが、子育て支援の基盤となる行政サービスについては国への要望を継続しながら、今後も、地域の実情や社会環境の変化に対応した子育て支援に総合的に取り組み、安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。	

75 ★	夜を（街頭を）明るくしてほしい。（習い事のかえりが暗くて道が見えない！） （同趣旨 他 1 件）	防犯灯の設置については、周辺の居住者の生活に影響があることから、通行人の方だけではなく、居住者の方の意見も踏まえた上で、効果的な場所に設置していく必要がありますので、地域の状況を把握している町内会・自治会等が、周辺住民と協議し、毎年 7 月頃に市へ設置要望をしていただいております。 防犯灯の設置を希望される場合は、区域の各町内会・自治会等へ御相談いただきますようお願いいたします。 また、防犯灯の設置の流れについては、次のホームページで確認ください。 【市の防犯灯を新設したいとき】 http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000105511.html	D
76 ★	誘拐犯がいなくなしてほしい！！	本市では、総合的な防犯対策を推進するため、市民、事業者、関係団体、警察及び行政が連携・協働して、「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」を設置しています。「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」では、毎年「川崎市安全・安心まちづくり推進計画」を策定し、主な取組として、「パトロールや見守りなど地域自主防犯活動の推進」、「地域における連携の強化」、「子どもを守るための取組」、「広報・啓発・情報提供」について、連携を図りながら活動を推進しています。また、本市の刑法犯認知件数は、大都市の中でも平均を下回っているところですが、都市イメージの向上と犯罪の抑止効果を高めることを目的として、昨年 3 月に、川崎駅周辺を「防犯カメラ整備重点地区」とし、防犯カメラを 100 台設置して運用を行っています。 併せて、犯罪の発生防止に向けた環境整備として、防犯カメラ設置補助制度の推進や防犯灯の管理及び設置促進について取組を進めております。	D

77	保育園待機児童がゼロと言われているが、実際は隠れ待機児童がおり、保育園は相変わらず不足しているのが現実である。表面的な数字だけよく見せようとするのは間違っている。	本市における就学前児童数は、平成 29(2017)年以降、減少傾向にあり、地域や年齢によっては定員に空きが生じている保育所等があるほか、令和 7(2025)年 4 月時点の保育所等利用申請者数も、統計開始以降初めて前年度比で減少となっているものの、保育所等の利用ニーズは依然高止まりしており、今後の推移を注視しながら、長期的に持続可能な保育・幼児教育の提供体制を構築する必要があると考えております。 一方で、医療的ケアが必要な児童や外国籍の児童などは増加傾向にあり、多様な保育ニーズへの対応が求められています。 こうしたことから、今後につきましては、既存の保育資源の活用を前提としながら、保育所等の新規整備を行う際には、より限定的に地域設定を行うなど、就学前児童数の減少に適応した保育・幼児教育の適切な提供体制を確保するとともに、多様なニーズに対応した保育人材の確保と保育・幼児教育の質の維持・向上など、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの観点から、保育・幼児教育施策を含め、総合的に子育て支援施策を推進してまいります。	D
78	子どもの居場所には、いつでも足を運びやすいこと、安心して過ごせてありのままでいられること、自分の「やりたい」という思いを実現できることが必要だと考える。年齢や地域によって行ける場所に差があること、家でも学校でも居場所を感じられない子どもや気軽に「行っていい」と思えない子どもに対しての支援がさらに進むと良いと思う。 (同趣旨 他 1 件)	子どもの意見を聴き、子どもにとって「行ってみたい、やりたいことができる、居心地の良い空間」である居場所づくりを行うことが重要であると考えています。 また、子どもの発達段階（学童期・思春期）により、必要な居場所の目的・空間は異なるものと考えられることから、「子どもの発達段階に応じた目的・空間を有する居場所づくり」を念頭に、取組を推進してまいります。	D

79	子どもが安心して過ごし、自分の気持ちや意見を表現できる居場所を、整えていくことが大切だと考える。市が方針や枠組みを示し、子どもの意見表明の機会や居場所づくりが各地域で継続的に行われるよう支援していくことが望ましいと感じる。子どもの居場所は、地域の人や学生、ボランティアなどが関わることで、家庭や園・学校以外にも安心できるつながりを持つことができ、地域全体で子どもを見守る関係づくりにもつながると考える。さらに、施設の整備にあたってはバリアフリーを意識し、障害のある方や高齢者など、幅広い世代が利用しやすい環境にすることが重要で、誰もが利用しやすい施設にすることで、子どもを中心としながらも、多様な背景をもつ人々の関わりが自然に生まれる場になると考える。加えて、家庭の状況に左右されず参加できるよう、アクセスへの配慮は欠かせず、特に、無料送迎バスをあらかじめ用意することで移動の負担を減らし、より多くの子どもが居場所を利用しやすくなると考える。 (同趣旨 他1件)	子どもの意見を聴き、子どもにとって「行ってみたい、やりたいことができる、居心地の良い空間」である居場所づくりを行うことが重要であると考えています。 また、子どもの発達段階（学童期・思春期）により、必要な居場所の目的・空間は異なるものと考えられることから、「子どもの発達段階に応じた目的・空間を有する居場所づくり」を念頭に、取組を推進してまいります。	D
80	もっと子ども中心に考えることをしてみたいと思った。子どもだけじゃ行ける範囲も限られてるからこそ、無料の送迎バスを作るなどを工夫をしてみてもいいと思う。 (同趣旨 他1件)		

81	小学校に上がると、放課後は学童が子どもたちの居場所となるが、学校にいけない子や学校が居場所と思えない子にとっても、学校外で居場所ができれば親も安心して働きに出ることができる。働きやすい環境よりも、子育て環境が安心できる基礎がある事、子育て目線の方が重要だと思う。	子どもにとって望ましい姿 (Well-being) を実現するため、子どもを孤立・孤独から守り、健やかに育てるための居場所である、「Well-being で成長するための居場所」がより一層必要であると考えており、こうした居場所づくりについて、家庭・学校・地域・行政などで連携・協力しながら、地域社会全体で取り組んでまいります。	D
82	友達同士や、まだ話したことのない子同士でも「一緒に遊ぼう」と声をかけ合い、楽しみを共有する経験を重ねることで、子ども一人ひとりが安心して過ごせる居場所ができると考える。そのような関わりを支える環境づくりを、今後も大切にしていきたい。 (同趣旨 他2件)		
83	虐待の未然防止・早期発見のための具体的な取組を知りたい。	育児に関する不安や負担が児童虐待につながる恐れがあることから、伴走型相談支援である「妊婦等包括相談支援事業」と経済的支援である「妊婦のための支援給付」を効果的に組み合わせて出産前後の妊産婦等の方を総合的に支援をすることにより、妊娠期からの切れ目ない支援を実施しています。 また、かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE や川崎市児童虐待防止センター等の相談窓口を周知するとともに、さまざまな機会を活用した普及啓発活動を積極的に行うことにより児童虐待の未然防止を図っています。 さらに区役所においては、子育て家庭等の抱える課題の早期発見・対応及び児童虐待の重篤化の防止等に向けて、各区役所地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付け、児童福祉・母子保健の両機能をより一体的に運営することで、多様な支援ニーズを把握するとともに、令和7年10月から新たに開始した子育て世帯訪問支援事業などの家庭支援事業を活用し、地域の関係機関と連携しながら、個別的・専門的な支援を実施しています。	D

(5 重点的取組に関すること：9件)

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
84	重点的取組②について、名前を出さずに意見を出せるようにして欲しい。携帯から送ったり、チャットみたいところに匿名で意見を言えるようにしたりするとともに多くの子供が、意見を言えるようになると思う。	本市では、子ども・若者が、市に対して感じていることなどを把握するしくみとして、「子ども・若者の“声” 募集箱」の事業を実施しています。 本事業は、GIGA 端末や市ホームページからオンラインで意見を募集するもので、寄せられた声につきましては、すべて市長が確認し、自分たちの意見が受け止められたことを実感できるように、寄せられた声に関連した市の取組や、市長メッセージを市ホームページに掲載してフィードバックを実施しています。	B
85	重点取組の①の子どもの権利の普及・啓発では、子どもが利用する放課後学童の場やこども文化センターの掲示板、保育園、幼稚園の送迎時に見える園の玄関先にチラシやポスターを掲示することでより多くの人に子どもの権利を知ってもらえるし、広まると思う。	SNS や動画の活用など時代や社会状況に合わせた広報手段や、漫画やポスターの活用など伝えたい人に興味を持ってもらえる周知方法について検討しながら、より多くの市民に子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めてまいります。	C
86	重点取組②の子どもの意見表明を支援する取組では、「子ども会議」という「会議」という言葉があると堅苦しいイメージをしてしまい、もっと気軽に話せる場所をイメージできる名称に変えると子どもがもっと参加しやすくなると思う。 (同趣旨 他1件)	川崎市子ども会議では、月 2 回程度開催している子ども会議定例会議に加え、一度だけでも参加できて、多くの子どもや大人と話し合う企画を、子どもたちの発案で少しでも親しみを持ってもらえるよう「カワサキ☆U18」と称して開催しています。 今後も子どもたちと対話しながら、子どもたちが興味・関心を持ってもらえるよう、取組を進めてまいります。	C
87	重点取組②について、保育所などでは、まだ字を書けない子どももいるので、園生活や友達関係、または家庭で困っていることがあれば、紙に相談シールを貼り先生に渡すなどの方法がいいと思う。	乳児期においても、表情、しぐさ等で思いを伝えてきます。すべての子どもが安心して過ごせる環境づくりを進め、保育士はその些細な発信や変化を見逃さないよう、意識的に受け止めることの重要性を理解し、日常の保育活動の中で子どもの思いや考えを尊重する姿勢を持てるよう、引き続き意識啓発に取り組んでまいります。 また、保育所が安心できる場であること、自分の意見が尊重される経験を重ねることで、人前でも自分の意見を表現する力を育めるような取組を進めてまいります。	C

88	重点取組②について、クラス単位で子どもが自分の意見や悩み事を信頼できる身近な大人に言える練習をし、真剣に対応してもらおうという経験をする必要があると考える。教室にポストを置き先生に自分で手紙を出すという方法でできると思う。	本市の市立学校では、共生・共育推進事業における「かわさき共生＊共育プログラム」の中で、「川崎市 SOS の出し方・受け止め方教育」に取り組んでおります。引き続き、児童生徒が自分の心の健康状態を理解して、問題を認識する力や相談する力の育成を目的に、自身の心の痛みを自覚し、悩みを相談することの大切さに気づくためのエクササイズを実施してまいります。	D
89	重点的取組③について、子ども食堂的なものやこども文化センターみたいな子どもたちだけで来て、ご飯や遊びをみんなのできる居場所が多くあればいいと感じる。	こども文化センターについては、子どもが自由に過ごせる施設として、概ね中学校区に 1 か所設置をしており、子どもが自由に来館して利用することができます。 現在、新しい施設を増やす予定はありませんが、今後も快適に利用いただけるよう努めてまいります。	D
90	重点取組③について、小さい頃公民館で遊べることを聞き、行った事があり、世代を超えた交流によりここにも私の居場所があるんだ！と感じる事ができた。「こんな場所があるんだよ」と子どもに伝え、多くの人との出会いで自分の居場所を見つけることで自分という存在にも気付けるような場所作りをすべきだと思う。	子どもにとって望ましい姿(Well-being)を実現するため、子どもを孤立・孤独から守り、健やかに育てるための居場所である、「Well-being で成長するための居場所」がより一層必要であると考えており、こうした居場所づくりについて、家庭・学校・地域・行政などで連携・協力しながら、地域社会全体で取り組んでまいります。	D
91	重点取組③の子どもの居場所づくりの促進では、「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思える子どもが自分らしく安心して成長できる活動が増えて欲しいため、駅からできるだけ近い場所に夢パークのような施設を作り、行きやすさを考え、園外活動で園バスで行ったり、散歩の道の途中にあるような場所にあるともっと子どもが集まるのではないかと思います。		

(6 条例、子どもの権利等に関すること：4件)

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
92	いじめの認知件数は小学校低学年が多い傾向があるとされているが、川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査の対象は10歳以上からとなっているので、ズレを解消する必要がある。	「子どもの権利に関する実態・意識調査」は、回答の負担を考慮し子ども調査の対象を満10歳から満17歳までとしています。低学年や幼児につきましては、対話やヒアリング調査などを通じて意見聴取をしております。 今後も、調査や対話の手法、設問内容等の工夫をしながら、あらゆる年代の子どもの実態・意識を把握できるよう努めてまいります。	C
93	アンケート内容を年齢に合ったものにする、または低学年には全設問に答えなくてもわかる質問にだけ答えてもらうという方法など、現状よりも幅広い層からの声に耳を傾けることも必要。		
94	子どもの権利に関する調査では条例の認知度が下がっている。認知度も大事だが、実際に生活や学校場で権利が守られているか、が大切で、「日々現場で子どもの権利を守っているか」また「守られていない現実を知っているか」を調査するべきだと考える。		
95	ユニセフの「子どもにやさしいまち」について、ネットワークに加わることを検討してはどうか。	本市では「児童の権利に関する条約」の理念に基づき条例を制定し、子どもの権利の保障を進めています。引き続き条例及び本計画のもと、子どもの権利に係る施策を推進してまいります。	D

(7 その他：26件)

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
96	子ども達が自由に体を動かせるようにボールを使って遊べる公園を増やしてほしい。公園に落ちているタバコの吸い殻や食べ物等のゴミも非常に危険なので、もっと整備してほしい。	市内の公園では、数人で行う軟らかいボールでのキャッチボールやサッカーボールでのパス回しなどのボール遊びは、他の利用者の迷惑にならず、譲り合いながら利用する限り、禁止しておりません。 今後も、市民に安全に御利用いただけるよう、利用ルールについて周知してまいります。 また、公園のごみは利用者が持ち帰ることがルールであり、看板等の設置により注意喚起を行うとともに、ポイ捨てしてしまったごみについては、地域の方と協力して清掃等の対応をしております。	C
97	公園でボール遊びの禁止や大きな声を出すことの禁止など、遊びの制限をされるようなルールが増えているように感じている。子どもたちが自分らしく伸び伸びと成長でき、公園が安心した居場所になるようにルールなどを見直せたらと思う。	公園の利用ルールについては、地域のニーズを踏まえた上で公園ごとのルールを作るしくみが必要と考えており、地域主体で丁寧な話し合いを重ねて合意形成を図ることでルール等を作ることを目的とした「公園でのルール作りのガイドライン」を作成しており、市ホームページ等で周知しているところです。 引き続き、ガイドラインを周知し、活用して、柔軟な公園の利活用に努めてまいります。	C
98 ★	ボール遊びに厳しすぎる。特に野球に関しては、やるだけで禁止されているところが多すぎるので、もうすこしできる場所を増やしてほしい。	市内の公園では、数人で行う軟らかいボールでのキャッチボールやサッカーボールでのパス回しなどのボール遊びは、他の利用者の迷惑にならず、譲り合いながら利用する限り、禁止しておりません。 今後も、市民に安全に御利用いただけるよう、利用ルールについて周知してまいります。	C
99 ★	バンダリーを大切にしてほしい。（誰かのものを許可なく捨てたりすることをやめてほしい）	自分の大切にしたい気持ちや、他の誰かの大切にしたい気持ち、どちらの気持ちも大切されることが重要と考えておりより多くの市民に子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めてまいります。	C
100 ★	（学校で）他のクラスにも入れるようにしてほしい。 （他のクラスの）友達と遊びたいし、大事なことで相談したい。	多くの人と関わることは豊かな人間形成にも有効であると考えます。各学校では休み時間だけでなく、行事や総合的な学習の時間等において、クラスの枠を外して、さまざまな活動に取り組んでいるところです。	C

101 ★	大人も楽しめるイベントをたくさんつくった方がいいと思う。大人と子どもでできるやつ。「大人だけ」や「子どもだけ」じゃなく。	子ども文化センターで行うイベント・行事につきましては、各施設の地域特性や地域人材等を活かしながら、子ども運営会議における子どもたちの意見や、利用者からの要望等を踏まえて実施しております。 また、地域の方々から、イベント等の実施の提案をいただいた際には、協働・連携したイベントの企画・実施も取り組んでおり、今後も引き続きこうした取組を進めてまいります。	C
102 ★	キッズ携帯で子どもと子どもとの電話がしたい。	家庭でも子どもの意見を聞きながら必要なルールを決められるよう、子どもの権利についての普及・啓発に引き続き取り組んでまいります。	C
103 ★	男子がへんな言葉を言わないようにしてほしい。	自分の気持ちを伝えたり、その気持ちが尊重されることが大切だと考えています。直接相手に伝えることが難しいときには、嫌な気持ちをそのままにして我慢せずに、まわりの人、大人に相談しても大丈夫です。	C
104 ★	公園が増えてほしい。	本市では、土地の高度利用が進むなど、公園用地の確保等に課題はありますが、地域特性を活かした魅力ある施設の整備や、老朽化の進んだ公園の再整備、バリアフリー化、民間活力導入の検討などの取組により、都市の価値を高めるよう魅力的な公園の整備を進めてまいります。	C
105 ★	あいさつを返してほしい！！	こども文化センターでは、子どもの自主的・自発的な活動の支援や子どもが参加できるイベントの実施、また、子どもからの相談を受けたり、施設の管理を行うために大人の職員が常駐しているところですが、利用者にとって、より過ごしやすい施設となるよう、研修等を通じて職員が適切に子どもの遊びや活動を支援できるよう、今後も努めてまいります。	C
106 ★	受験（高校）について、自分の好きな行きたい学校、理由が近いからで行きたいと親に言ってもことわられてしまい職業に有利な学校に入れられる。	進路については本人の意思を尊重し、保護者の方と話し合っ決めて決めるものであると考えます。 条例第14条では、子どもには自分に関わることを大人のアドバイスを受けながら自分で決めることができるとあります。 進路についても、子どもが親や先生などのアドバイスを受けながら、子ども自身が決めることが大切だと考えます。 先生や子を持つ親に対し、子どもの権利について、理解をしていただくような取組を推進してまいります。	C

107	公園に関する施策で、最近は管理運営を民間事業者に委託したり、飲食店や物販店の出店で収益化をはかったり、イベントで集客を重視したり、商業施設にしたいのかという施策が出てきている。公園は日常的に子どもが自由に遊べる居場所であるべきで、そこには豊かな自然が必要である。	公園施策においては、次世代のパートナーとなる子どもたちの健全な成育が重要であると位置付け、次世代を担う子どもたちに緑に親しみを感じてもらうため、必要に応じて民間事業者のノウハウを活用しながら、子どもたちが緑や自然を体験できる機会や、多様な主体が行う活動に触れる機会を充実させる取組を推進しているところです。	D
108 ★	等々力緑地の森をなくさないでください。	等々力緑地につきましては再編整備にあたり、まとまった緑地と水辺は、可能な限り現位置で保全するとともに、生物多様性に配慮した良好な緑地環境を創出する方針です。 現在、公園の魅力向上、公園利用における安全性、利用しやすさ、防災機能の確保、老木の管理などを総合的に勘案し、緑地の再配置も含めて土地利用を検討しており、高さ 3m 以上の既存樹木 990 本程度の伐採が生じる見込みでございますが、伐採が生じた本数以上に新たな樹木約 1,800 本を植栽する計画でございます。 また、現在整備内容の見直しを実施しており、現時点での想定として、高さ 3m 以上の既存樹木の伐採本数は、現計画からさらに 100 本から 200 本程度減少する可能性があり、引き続き、適切な伐採、新植、移植、保存方法について、検討してまいります。	D
109 ★	等々力緑地の公園をなくさないでください。	子どもの遊び場につきましては、「ふるさとの森」や「21 世紀の森」など、まとまった緑を保全し、遊具広場や誰もが自由にのびのびと過ごせる広大な芝生広場（みどりのはらっぱ）を新たに整備するほか、催し物広場は移設し再整備する計画となっております。	D

110	等々力公園の緑をなくさないでほしい。子どもたちに聞いて公園の有無を決定してほしい。再開発など、住民アンケートをもう少しわかりやすくしてほしい。	等々力緑地につきましては再編整備にあたり、まとまった緑地と水辺は、可能な限り現位置で保全するとともに、生物多様性に配慮した良好な緑地環境を創出する方針です。 現在、公園の魅力向上、公園利用における安全性、利用しやすさ、防災機能の確保、老木の管理などを総合的に勘案し、緑地の再配置も含めて土地利用を検討しており、高さ3m以上の既存樹木990本程度の伐採が生じる見込みでございますが、伐採が生じた本数以上に新たな樹木約1,800本を植栽する計画でございます。 また、現在整備内容の見直しを実施しており、現時点での想定として、高さ3m以上の既存樹木の伐採本数は、現計画からさらに100本から200本程度減少する可能性があり、引き続き、適切な伐採、新植、移植、保存方法について、検討してまいります。 再編整備にあたってはパブリックコメントや近隣小学校等へのアンケートを実施しております。	D
111 ★	市バスの回送の色を緑にしてほしい。最終バスの色を赤にしてほしい。会場（小杉からとどろきアリーナ）へのバスの色を変えてほしい。	市バスでは、どなたでも昼夜を問わず明確に行先がわかるよう、LEDの行先表示器を設置しております。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	E
112 ★	バスの本数を増やしてほしい。	市バスでは、限られた車両や運転手の中で運行計画を策定しており、増便については、他のバス路線の見直しを伴うため、慎重な検討が必要となります。今後も利用動向等を踏まえ、市バスネットワークの維持に努めてまいります。	E
113 ★	野菜やお菓子の値段をあげたり下げたりしてほしい。値段を上げたらほかのお店が作れたり、値段を下げたら、他のものを買える。	本市では、個々の野菜やお菓子の値段を上げたり下げたりすることは難しいですが、子どもも大人も住みやすい街になるように今後も取組を進めてまいります。	E

114 ★	町中の絵をおもしろくしてほしい。	本市では、ミューラルアートを「川崎らしい若者文化の発信」として位置付け、まちなかに彩りを添える取組を進めており、ストリートカルチャーを感じられるかっこいいデザインを中心に、かわいらしい絵や親しみやすい作品も取り入れています。 作品の制作にあたっては、子どもたちのアイデアや感性もまちなかに反映されるよう、小学生を対象としたワークショップも実施するなど、創作の過程に参加できる機会を設けていますので、今後もこうした取組を引き続き行っていきます。	E
115 ★	図書館がふえてほしい。小説が増えてほしい。	図書館は、既存の館及び分館を拠点として市民サービスを展開しており、新たな施設整備を行う予定はございませんが、学校図書館開放など学校施設の有効活用、自動車文庫による市内巡回、大学図書館との相互連携などにより、市民の身近な場所での図書サービスの充実に努めています。 また、令和6年10月から「かわさき電子図書館」の本格実施を行うなど、ICTを活用した施策を進めており、引き続き、市民の主体的な学びや活動を支援してまいります。	E
116 ★	中休みを増やしてほしい。 (同趣旨 他1件)	時間割は、子どもたちが学校にいる時間と学習に必要な授業時数のバランスを考慮しながら各学校で決めており、多くの小学校では休み時間を20分から30分程度としております。	E
117 ★	図工室の材料が増えてほしい。	各学校では、学校ごとに予算の使い方について計画を立ててさまざまな物品を購入しているところでございます。本市といたしましては、今後も引き続き、学校の実情や教育活動の優先度を踏まえ、必要な物品の計画的な整備と適正な予算の確保に努めてまいります。	E
118 ★	生き物が増えてほしい。	本市では、たくさんの種類の生き物すべてが関わりあって存在していく状態（生物多様性）を守っていくために、「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～」を作成しています。 それに基づき、生物多様性を守るために必要なことや、身近な生き物を知ってもらえるように、デジタル図鑑の公開や自然と触れ合うことができるイベントなどを行っています。今後もたくさんの生き物が共に生きられるよう、必要な取組を進めていきます。	E
119 ★	なぜ学校に監視カメラがないのか。	現在のところ、各教室等に監視カメラを設置することについては、プライバシー保護の観点から、難しいと考えています。	E

120	給食のモグモグタイム（5 分間）に喋るとその日の給食はお代わりできないルールがあるそうだが、罰があるのは子どもの権利に関わるのではないか。 お代わり出来ないから喋らないのではなく「静かに集中して食べるため」のモグモグタイムになればと思う。	モグモグタイムは、落ち着いた食習慣の形成等を目的として実施しております。食に関わる指導は、児童が安心して取り組めるものであることが何より大切であると考えています。	E
-----	---	--	---

5 案の変更点

次の表の変更に加え、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

【主な変更箇所】

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
1	P6「(1)川崎市総合計画との関係」の1行目	同計画の <u>施策 2-1-2「子どもが安心できる環境づくり」における「子どもの権利関連事業」</u>	同計画の <u>政策 2-1-2「安心して子育てできる環境をつくる」における「子どもが安心できる環境づくり」の中の、「子どもの権利施策推進事業」</u>	内容を精査し修正
2	P30「5 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて」の5段落目	権利委員会からの意見としてあげられた行動計画策定に向けた5つの視点や、子どもへの意見聴取であがった意見を踏まえ、（中略）重点的取組として位置付け、 <u>課題の解決に向けて取組を推進します。</u>	権利委員会からの意見や、子どもからの意見を踏まえながら、これまでの体系も見直し、（中略）重点的取組を位置付け、 <u>子どもの権利施策を総合的に推進します。</u>	内容を精査し修正
3	P35「【施策の方向Ⅰ】子どもの権利の尊重」の2段落目3行目 P41「推進施策1子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進」の1行目	<u>SNSや動画の活用等、</u> さまざまな媒体による効果的な広報や	さまざまな媒体による効果的な広報や	パブリックコメント意見に基づき修正
4	P42 表内2番「人権尊重・多文化共生教育推進事業」の主な取組	⑥ <u>管理職や教職員</u> を対象とした研修会の開催	⑥ <u>校長</u> を対象とした研修会の開催 ⑦ <u>教職員研修</u>	内容を精査し修正

5	P42 表内 3 番「共生・共育推進事業」の主な取組	①各学校の「かわさき共生＊共育プログラム」活用推進に関する学校の実態に応じた支援 ②「かわさき共生＊共育プログラム」推進担当者研修	①かわさき共生＊共育プログラムに基づく研修	内容を精査し修正
6	P42 表内 4 番「地域教育活動等の推進事業」の主な取組	①川崎市子ども会議（子どもの権利に関する学習支援）	①各学校の「かわさき共生＊共育プログラム」活用推進に関する学校の実態に応じた支援 ②「かわさき共生＊共育プログラム」推進担当者研修	内容を精査し修正
7	P44 表内 3 番「人権オンブズパーソン運営事業」の主な取組	①人権オンブズパーソンによる相談・救済等の実施 ②人権オンブズパーソン制度の広報・啓発の実施	①人権オンブズパーソン相談・救済事業 ②人権オンブズパーソン広報・啓発事業	内容を精査し修正
8	P45 表内 6 番「社会教育振興事業」の事務事業名及び所管課	6 <u>社会教育振興事業（多摩区）</u>	6 <u>生涯学習施設の環境整備事業（教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課）</u>	
9	P47 表内 8 番「市民スポーツ推進事業」の主な取組	①市内小学校等におけるパラスポーツ体験講座の実施 ②川崎市スポーツフェスタ事業の実施	①市立小学校等におけるパラスポーツ体験講座「パラスポーツやってみるキャラバン」 ②川崎市スポーツフェスタ事業	内容を精査し修正
10	P47 表内 9 番「ホームタウンスポーツ推進事業」の主な取組	①かわさきスポーツパートナー等と連携した「ふれあいスポーツ教室」等の実施 ②市内小学校等における「フラッグフットボール巡回教室」等の実施	①かわさきスポーツパートナー等との「ふれあいスポーツ教室」等の連携事業 ②市立小学校等における「フラッグフットボール巡回教室」等の普及啓発事業	内容を精査し修正
11	P49 表内 26 番「市バスサービス推進事業」の事務事業名	26 <u>市バスサービス推進事業</u>	26 <u>市バス移動空間快適化事業</u>	内容を精査し修正
12	P50 表内 31 番「地域課題対応事業」の主な取組	①子ども地域交流・居場所促進事業 ②幸区・高津区のこどもページ ③麻生区の乳幼児や小学生を対象とした大学との連携による体験学習	①子ども地域交流・居場所促進事業 ②幸区・高津区のこどもページ”	内容を精査し修正

13	P51 表内 2 番「子どもの居場所づくり推進事業」の主な取組	①こども文化センター・わくわくプラザ運営事業	①放課後等の子どもの居場所づくり事業 ②地域子ども・子育て活動支援助成事業 ③地域見守り体制強化事業 ④こども文化センター・わくわくプラザ運営事業	内容を精査し 修正
14	P51 表内 6 番「高校改革推進事業」の事務事業名	6 高校改革推進事業	6 魅力ある高等学校教育の推進事業	内容を精査し 修正
15	P55 表内 2 番「子どもの居場所づくり推進事業」 (新設)	【事務事業名（所管課）】 子どもの居場所づくり推進事業 （こども未来局青少年支援室） 【主な取組】 ①放課後等の子どもの居場所づくり事業 ②地域子ども・子育て活動支援助成事業 ③地域見守り体制強化事業	(新設)	内容を精査し 修正
16	P56 表内 8 番「特別支援教育推進事業」の主な取組	①通常の学級の児童生徒と特別支援学級・特別支援学校の児童生徒との相互交流	①通常の学級児童生徒と特別支援学級・特別支援学校児童生徒の相互交流 ②不登校対策連絡会議 ③適応指導教室（ゆうゆう広場） ④教育相談員・メンタルフレンド	内容を精査し 修正
17	P56 表内 9 番「不登校対策推進事業」 (新設)	【事務事業名（所管課）】 不登校対策推進事業（教育委員会事務局学校教育課） 【主な取組】 ①全小・中学校への設置に向けた「(仮称) 校内教育支援センター」の段階的整備 ②保護者向けピアサポートの導入 ③オンライン学習システムを活用した伴走支援のモデル実施	(新設)	内容を精査し 修正
18	P59 表内 7 番「障害者等総合相談・支援事業」の主な取組	①発達相談支援センターにおける支援事業 ②ふれあいー障害福祉の案内ー ③思春期精神保健相談	①発達相談支援センターにおける支援事業 ②ふれあいー障害福祉の案内ー	内容を精査し 修正

19	P59 素案時の表内 7 番「地域リハビリテーション推進事業」 (削除)	(削除)	<u>7 地域リハビリテーション推進事業（健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課）</u> <u>①思春期精神保健相談</u>	内容を精査し 修正
20	概要版	本編修正の主旨に併せて修正		